

吹田市総合防災センター 情報科学室  
動画システム備品 仕様書

令和5年

## 目次

1.	本調達について	1
(1)	件名	1
(2)	本調達の概要	1
(3)	機器の納品期間（想定）及び納入期限	1
(4)	支払い	1
(5)	納品先の情報	1
2.	本調達の要件	2
(1)	基本要件	2
(2)	物品の仕様及び台数	3
(3)	物品の納品及び機器設置の要件	3
(ア)	動画編集システム	3
(イ)	プログラミング教材	3
(ウ)	その他	3
(4)	保守に関する要件	3

### 【別紙資料】

【別紙1】吹田市総合防災センター 情報科学室動画システム備品 一覧

【別紙2】吹田市総合防災センター 情報科学室動画システム備品 仕様詳細

# 1. 本調達について

## (1) 件名

吹田市総合防災センター 情報科学室動画システム備品

## (2) 本調達の概要

令和6年度 使用開始予定の施設 吹田市総合防災センター 情報科学室内で使用する動画システム及びプログラミング教材機器を調達する。

## (3) 機器の納品期間（想定）及び納入期限

令和6年1月から令和6年3月15日までの間で、当市担当者と協議をして定める。  
なお、納入期限は令和6年3月15日までとする。

## (4) 支払い

機器の納品及び設置完了後、検収を実施した後に請求書を受理した日から起算して30日以内に所定の金額を支払う。

## (5) 納品先の情報

建物名 吹田市総合防災センター

住所 吹田市佐竹台1丁目

建物内の納品場所の定義

番号	会議室名	階数	会議室の規模	平面寸法	高さ
1	情報科学室	8階	約90㎡	9,500×9,500mm	2,800mm

## 2. 本調達の要件

### (1) 基本要件

- ア 本調達の範囲は、物品（機器及びソフトウェア）の納品及び機器設置、設定、動作確認までとする。
- イ 機器仕様、機器等操作説明、保守の内容を遵守し、履行する上で必要になるすべての諸経費は受注業者の負担とする。
- ウ 物品納品及び機器設置作業の工程及び日程表を事前に提出し、当市担当者との調整をはかること。
- エ 物品納品及び機器設置作業において、万一設備等を破損させた場合は、受注業者の負担により現状復旧を行うこと。
- オ 教育委員会又は教育委員会が指定する者の立ち会いの上で引き渡しをすること。
- カ 受注業者は、納品した機器、ソフトウェアに問題がある場合、責任をもって解決できる体制を構築することを条件とする。
- キ 各製品は指定どおり納品し、製品名を指定した製品については、その製品以外認めない。規格で示すものは準拠もしくはそれ以上の性能を有する製品とする。  
なお、性能の互換に関する疑義については、予定している物品または性能を明示して質疑書において質問を行うこと。
- ク 各製品には、導入年度及び機器の所属、備品番号等が識別できるようなラベルを、当市担当者の指示のもと貼ること。ラベルは受注業者が負担すること。
- ケ 本調達の仕様書に記載のない場合でも、運用に係る必要な物品については、全て調達に含むものとする。  
特に、本調達仕様書には機器接続に必要と思われる HUB や電源コンセント、LAN ケーブル等の消耗品に該当する機器は記載していないが、必要な機器について本調達に見込むこと。
- コ 本調達の仕様書に記載の機器と異なる品番で、同等品を予定している場合には、予め質疑において同等品の確認を行うこと。質疑で同等品の確認を行っていない機器の納品は認めない。

(2) 物品の仕様及び台数

【別紙1】吹田市総合防災センター 情報科学室動画システム備品 一覧

【別紙2】吹田市総合防災センター 情報科学室動画システム備品 仕様詳細  
のとおりとする。

(3) 物品の納品及び機器設置の要件

(ア) 動画編集システム

動画編集システムについては、本調達に含めている AV ラックに納めること

なお、動画説明システムについては接続設定を行い、使用方法の説明を本市担当者に対して  
行うこと。

(イ) プログラミング教材

吹田市総合防災センター内の本市担当者の指示する場所に納品すること。

機器設置に伴い、設置金具、延長ケーブル等の必要な具材については当業務に含むものと  
する。

(ウ) その他

マイクについて

ワイヤレスマイクを使用出来ること。

ワイヤレスマイクの使用に伴い、必要なワイヤレス送受信機は本調達に含む。

マイク本数については、仕様書に記載する。

(4) 保守に関する要件

導入機器の保守については、導入後1年間の契約不適合責任及に基づいた対応を実施する  
こと。

なお、以下に記載する項目についても対応を行う事。

ア 対象は導入機器とし、導入後の初期操作時に確認できる、導入機器間の設定等の不具合対応等  
について対応すること。

イ 導入機器の障害発生時には、本市から連絡するための対応窓口を速やかに案内すること。

この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた時は、双方は誠意を持って協議の上定めること  
とする。

以上